



佐野市告示第150号

下水道排水設備指定工事店の取消

佐野市下水道排水設備指定工事店規則（平成17年佐野市規則第182号）第8条第1項の規定による下水道排水設備指定工事店辞退届の提出により、佐野市下水道条例（平成17年佐野市条例第201号）第7条の8の規定による指定の取消しをしたので、同規則第10条第1項の規定により告示します。

令和元年7月1日

佐野市長 岡部正英

1 下水道排水設備指定工事店

名称	有限会社 タテノ
代表者	釜井 孝明
所在地	下野市小金井132